



改正法を踏まえた声かけで 相続対策ニーズを喚起する

①～④ 木内清章 産業能率大学講師
⑤～⑦ 金指光伸

改正内容に関わる声かけを通して、
お客様のニーズを喚起するポイントを解説する。

相続法改正を機に
相続対策についてしっかり
考えてみませんか



おきたい。

資金準備や遺言が必要に

金融機関の担当者としては、
負担が増えるような立場となる
お客様に対して本声かけを行っ
て相続対策ニーズを喚起してい
きたい。

例えば、事業の後継者となる
ことが予定されている長男（相
続人）が、自社株式の相続によ
って他の相続人（母親や弟姉妹
など）よりも多くの財産を相続
するケースがあるが、その格差
が過大であると遺留分を請求さ
れる可能性がある。

この請求の権利が、一般の改
正で「遺留分侵害額請求権」と
なり、すべて金銭で請求するこ
とになった（これまでは自社株

式の引渡しを請求することが原
則であった。

つまり、遺留分相当額の金銭
支払いを請求されることが予想
されるため、被相続人や相続人
（長男）は、これに対応した資
金準備が相続対策として不可欠
になったのである。

そのほか、法定相続人ではな
い親族による特別寄与料の請求
権も創設された。実際に特別寄
与の内容を金銭に換算するのは
難しいため、被相続人が遺言書
に明記しておくといった方法が
有効となるだろう。

このように相続に関してアン
バランスな状況が見込まれる場
合、資金準備や遺言などが相続
対策として重要な位置付けにな
ってくるということを、本声か
けをきっかけにお客様に説明し
ていきたい。

POINT 相続時に金銭の負担が増えるような立場となるお客様に声かけを実施

相続法改正により
生前贈与を行うことが
より有効に
なりますよ



TALK 2

T ALK①で遺留分につい
て触れたが、現行法で
は、相続の発生する20年前・30
年前などに贈与された財産も、
遺留分を算定する際の基となる
財産に特別受益の対象財産とし
てカウントされてきた。

しかし、今般の改正法によっ
て、遺留分を算定する際の基と
なる財産にカウントされるのは、
相続開始前10年間になされ
た贈与財産のみと限定された。

そのほか、婚姻期間が20年以
上である夫婦間で、その居住の

用に供する建物またはその敷地
（居住用不動産）を遺贈・贈与
した場合も、その住居は特別受
益として取り扱わなくてよいこ
とになる。

計画的な贈与をアドバイス

これを踏まえて、生前贈与が
より有効になるということを本
声かけをきっかけに伝えていこ
う。例えば長男に財産の大半を
占める自社株式を集中させよう
とする場合、かなり早い時期か
ら段階的に贈与を行ってけれ
ば、自社株式は遺留分算定対象
から外れるわけである。

また被相続人の死後、長男が
他の相続人に渡すべき代償交付
金についても、やはり被相続人
が生前に計画的な資金贈与を行
うことで、長男が資金準備を行
うことができる。

POINT 早めの贈与が有効となる
ことをお客様に伝えて、
相続対策ニーズを喚起

相続法改正により
現金を準備することが
さらに大切に
なりますよ



TALK 3

T ALK②では生前贈与の
重要性について触れた
が、改正法では遺留分を請求す
る（侵害された）側にも配慮が
なされている。

遺留分に関して、現行法では
目的財産の一部返還を求める
（遺留分減殺請求）という考え
方に基づき、例えば賃貸パー
トであれば請求する側・される
側の共有名義にすることが基本
であった。しかし実際には、事
後的に価格賠償（金銭）で結着
をつけるケースが多かった。

そこで、改正法では初めから
遺留分相当額——つまり金銭を
請求する権利に発想を転換した
わけである。

生命保険の活用等を促す

このことは、遺留分を請求さ
れる側にとつて、資金の準備が
必須となることを意味するだろ
う。

例えば相続財産の大半が不動
産であり、被相続人が特定の子
どもにこれを集中させようと考
えているなら、生命保険の活用
などで別途資金を作り出すこと
が必要になる。

該当する被相続人や相続人に
対しては、本声かけをきっかけ
にして遺留分（金銭）の請求に
備えることの重要性をしつかり
伝えて、相続対策アドバイスイ
つなげていきたい。

POINT 改正により、現金を用意
しておくことの重要性が
増すことを伝える